

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、一宮市公共下水道事業の事業計画の変更をするため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定に基づき下記のとおり公示して、当該事業計画の変更案を一般の縦覧に供する。

なお、一宮市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該事業計画の変更案について、一宮市公共下水道管理者に対し意見を申し出ることができる。

令和 7 年 12 月 11 日

一宮市公共下水道管理者
一宮市長 中野 正康

1. 変更に係る予定処理区域

東部処理区及び西部処理区並びに日光川上流処理区並びに五条川右岸処理区

2. 工事完成予定年月日

- ・東部処理区及び西部処理区並びに日光川上流処理区

令和 13 年 3 月 31 日

- ・五条川右岸処理区

令和 12 年 3 月 31 日

3. 事業計画変更案の縦覧期間

令和 7 年 12 月 11 日（木）から同月 25 日（木）まで

4. 事業計画変更案の縦覧場所

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市役所 上下水道部 計画調整課窓口